

再エネ有効活用に向けた託送料金メニュー見直しの概要

2023年4月1日より、再エネ有効活用の観点を踏まえ、ピークシフト割引および自家発補給電力の特別措置における評価対象時間帯について、以下の見直しを実施しております。

| | これまでの評価対象時間帯 | 見直し後の評価対象時間帯 |
|--------------|---------------------------------|--|
| ピークシフト割引 | 夜間 (22時～8時) および日曜日、祝日等※ | 左記に加え、4月、5月、10月、11月の土曜日の8時～16時および再生可能エネルギー出力抑制時を追加 |
| 自家発補給電力の特別措置 | 再生可能エネルギー出力抑制の可能性もしくは要請を公表した時間帯 | 左記に加え、4月、5月、10月、11月の土曜日、日曜日、祝日等※の8時～16時を追加 |

※祝日等とは、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

なお、ピークシフト割引と自家発補給電力の特別措置は、特別高圧および高圧の需要者を対象としています。